

食安輸発第1206001号
平成17年12月6日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

平成17年度輸入食品等モニタリング検査の強化について

平成17年度輸入食品等モニタリング計画の実施については、平成17年3月31日付け食安輸発第0331003号（以下「モニタリング通知」という。）にて、また、フランス産山羊チーズの取扱いについては、平成17年11月22日付け事務連絡にて通知したところです。

検査結果の詳細については未だ十分な情報が得られていないところですが、今後輸入届出されるフランス産山羊チーズについては、下記のとおりモニタリング検査の強化を行うこととしましたので、御了知の上、実施方よろしくお願いします。

記

- 1 実施期間：本日より当分の間
- 2 対象食品：未殺菌山羊乳を使用したフランス産のソフト又はセミソフトチーズ
- 3 採取方法：モニタリング通知中、別表第2の「微生物」によること。
- 4 検査項目：腸管出血性大腸菌
- 5 試験方法：平成9年7月9日付け衛食第212号及び衛乳第202号「食品中の腸管出血性大腸菌の検査法について」の別添に定める検査法を準用し、増菌培養後ベロ毒素産生試験を行い、陽性の場合、血清型の判別を行うこと。
- 6 検査検体数：Eurial Poitouaine (CEE:36-165-01)が製造した Fromages Pouligny Saint Pierre については、輸入の都度モニタリング検査を実施すること。その他の製品及び異なる製造者が製造した対象食品については、モニタリング通知に基づき、適宜モニタリング検査を実施すること。
- 7 備考：腸管出血性大腸菌が検出された場合にあっては、食品衛生法第6条違反として措置すること。